ひとり親家庭等
医療費助成制度が変わります



～令和8年11月保険診療分から～

令和8年11月保険診療分より、佐賀県内の医療機関等の窓口で「ひとり親家庭等医療費受給資格証（薄い緑色）」を提示することで、保険診療分の窓口負担がなくなります。

そのため、医療費の一時的な立替払いと、受診後の町への助成申請が原則不要となります。

お子さまが受診する時は、子どもの医療費助成制度よりも、ひとり親家庭等医療費助成制度が優先されますので、「ひとり親家庭等医療費受給資格証（薄い緑色）」をご提示ください。

【佐賀県内の医療機関等で受診する場合】
（令和8年11月診療分から）

医療機関等の窓口で受給資格証（薄い緑色）を提示すると、保険診療分の窓口負担はありません。



お子様が受診する時も「ひとり親家庭等医療費受給資格証（薄い緑色）」をご提示ください。

【佐賀県外の医療機関等で受診する場合】

これまでどおり医療費を支払い、その後、町へ助成申請が必要です。

申請先：基山町保健センター内　こども課



【変更前と変更後】

項目	変更前（令和8年10月診療分まで）	変更後（令和8年11月診療分から）
助成方法	医療機関等の窓口で医療費を支払い、町へ助成申請	佐賀県内の医療機関等の窓口で受給資格証（薄い緑色）を提示
保険診療分の窓口負担	窓口で支払い、後から助成	①佐賀県内の医療機関等　窓口負担なし ②佐賀県外の医療機関等　窓口で支払い、後から全額助成
受給資格証	世帯に1枚交付	対象者ごとに1枚ずつ交付

【ご利用上の注意】

- 現物給付を利用できるのは、佐賀県内の医療機関等です。令和8年11月診療分から、佐賀県内の医療機関等の窓口で、必ず受給資格証（薄い緑色）を提示してください。
- 佐賀県外の医療機関等を受診した場合は、これまでどおり窓口で医療費を支払い、その後、町へ助成申請が必要です。なお、医療費助成額は保険診療分全額となります。
- 保険外診療は助成の対象外です。
- 受給できる年齢は、子は18歳になって最初の3月31日まで、父母は子の20歳の誕生日の前日までです。

【お問い合わせ先】

〒841-0204
基山町大字宮浦666番地
基山町こども課こども家庭センター係
（基山町保健センター）

電話　0942-85-9095